

富山県子育て支援事業「とやまっ子すくすく電気」Q & A (■はパンフレットに掲載)
R7.3.17更新

■Q 1 支援金を受け取るためには、どのような手続きが必要ですか。

A 1 支援金を受け取るためには、申請手続きが必要です。詳しくはパンフレットP3に記載の「必要な手続きについて」をご参照ください。

■Q 2 令和7年度の新規申込みはいつからですか。

A 2 令和7年3月3日から受付を開始し、認定の翌月から対象期間となります。なお、申請受付から認定までに1ヶ月程度の期間が必要となりますので、毎月15日以降に届いた申請は翌月の認定（対象期間は翌々月から）となる場合があります。

■Q 3 令和6年度以前に認定を受けましたが、翌年度に必要な手続きはありますか。

A 3 毎年4月1日時点での状況を確認するため、現況届（様式第2号）を提出してください。
詳しくは令和7年3月末にお送りする振込予定通知をご覧ください。

■Q 4 「電気契約の内容がわかる書類」はWebページ上の画面を印刷したものでもよいですか。

A 4 Webページ上の料金明細画面を印刷したものでも受け付けます。

■Q 5 年度の途中に子どもが生まれて3人になった場合、対象となりますか。

A 5 お子様が生まれた時点で18歳未満のお子様が3人以上であれば、認定できますので、申請してください。認定の翌月から対象となります。

■Q 6 申請者と電気の契約者が異なるのですが、対象となりますか。

A 6 電気契約をされている住所にお子様がお住まいであることが確認できれば、契約者は申請者でなくとも構いません。

■Q 7 いつ支援金が振り込まれるのですか。

A 7 支援金は年度分をまとめて翌年度4月上旬に指定の口座に振り込みます。

■Q 8 年度途中に申し込んだ場合、支援金はいくらになりますか。

A 8 認定翌月から年度末まで月数に応じた額（3子世帯：月額700円 4子以上世帯：月額1,800円）となります。

■Q 9 申請者が子どもの親以外（例えば祖父母）でも、対象となりますか。

A 9 18歳未満のお子様3人以上と同居であれば対象となります。なお、1世帯（同一住所）で1件の申請しか認定されませんので、世帯内でよく相談のうえ、申請をお願いします。

■Q10 電気契約を変更中のため、「お客様番号」がわかりません。

A10 電力会社を変更される場合は、一旦、「お客様番号」は空欄で申請し、後日契約内容がわかる書類をご提出ください。電力会社の変更がない場合は、変更前のお客様番号を記載の上、申請してください。ただし、電力会社の変更の有無に関わらず直近の電気料金がわかる書類は必ず提出してください

■Q11 認定後に県外に引っ越すことになったのですが。

A11 変更届（様式第3号）と県外へ引っ越しした日がわかる住民票（※複写（コピー）でも可）を提出していただく必要があります。支援金額は県外に引越しられるまでの月数に応じた額となります。

Q12 北陸電力(株)以外と電気の契約をしていても対象となりますか。

A12 どの電力会社から電気の供給を受けている世帯でも対象となります。

Q13 今年度の途中に18歳になる子どもがいるのですが、対象となりますか。

A13 4月1日時点でお子様が18歳未満の場合は3人以上あれば、その年度末まで対象となります。

Q14 3人世帯で認定を受けた後に子どもが生まれた場合、4人以上世帯の認定になりますか。

A14 お子様が生まれた時点で、審査結果のお知らせに同封の「変更届」（様式第3号）を提出していただくことで、変更認定の翌月から4人以上世帯の対象となります。

Q15 支援金はいくらになりますか。

A15 支援金の対象期間は認定の翌月から年度内の月数分となりますので、例えば4月末に認定を受けた場合は、5月から支給対象となり支援金は11ヶ月分（3子世帯：年額7,700円 4子以上世帯：年額19,800円）をお支払いします。

Q16 認定後に県内に引っ越しすることになったのですが。

A16 変更届（様式第3号）を提出いただくことで、引越し後の期間についても対象となります。

Q17 認定申請書に添付する住民票は何に使うのですか。

A17 申請世帯において同居している子どもの数や年齢の確認に使用します。なお、世帯主、続柄が記載され、本籍、マイナンバー（個人番号）が記載されていない住民票の謄本を提出してください。なお、令和6年度からは謄本の複写（コピー）でも受け付けています。

Q18 申請者住所と電気の契約者住所が異なるのですが、対象となりますか。

A18 実際に生活をしている住居に係る電気の小売契約であることが確認できれば、対象となります。

Q19 なぜ、電気契約の内容がわかる書類が申請に必要なですか。

A19 「とやまっ子すぐすぐ電気」は、県営水力発電所を効率的に運営することにより得られる利益の一部を活用して、子育て世帯の電気料金負担を軽減します。そのため、子育て世帯が負担している電気料金の範囲内で支援することとしております。

Q20 電気料金が少ない場合はどうなりますか。

A20 提出いただいた電気料金の明細書等に記載の電気料金が、子ども3人世帯で700円、子ども4人以上の世帯で、1,800円に満たない場合、改めて電気料金の負担の状況等を確認したうえで、電気料金負担額を上限（100円未満切捨て）に支援金をお支払いします。

Q21 電気契約の内容がわかる書類（申請日の3ヶ月以内に発行されたもののうち1か月分）とありますですが、使用期間が暦の月と一致していないのですが。

A21 電力会社による電気の使用量の検針日は、必ずしも暦の月と一致していませんので、電力会社から発行される明細書に記載された「○月分」という表記において、申請月を含めて3ヶ月以内としてください。

Q22 認定後に電気の契約を変更したのですが。

A22 変更届（様式第3号）を提出していただくことで、引き続き対象となります。

Q23 認定後に申請者や振込口座を変更したいのですが。

A23 変更届（様式第3号）に変更後の内容を記入のうえ、提出してください。なお、その際に住民票や電気契約の内容がわかる書類の添付は不要です。